

# タイにおける特許法改正に向けた動き

TNY Legal Co., Ltd.  
(TNY 国際法律事務所)

永田 貴久  
共同代表取締役  
日本国弁護士・弁理士



TNY Legal Co., Ltd.はタイ・バンコクに2016年2月に設立された法律事務所であり、主にタイに進出する日本企業および進出済みの日本企業に対し、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。グループ事務所として日本（弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所、永田国際特許事務所）、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、イスラエル、エストニアに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は事務所創設者であり、日本およびタイにおける出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

## 【概要】

タイの特許法に関しては、近年中に大規模な改正が予定されており、2018年初頭には、改正案が公開され、当該改正案が意見公募に付された経緯がある。

当該改正案は未だ法律として成立していないが、2019年初頭に、特に「伝統的知識」や「遺伝資源」に関する国際的な問題に対応するため、当該改正案に沿った改正を進めていく旨の声明が改めてタイ政府から発表された。

この改正案および声明の内容は、主に出願人・権利者の利便を図り、国際的な特許法の潮流に沿うものとなっている。

## 【詳細及び留意点】

声明の内容は、概ね下記のとおりである。

### 1. 各種期限の短縮

特許権の取得をより早期かつ効率的に実現するために、各種期限の短縮を目指す。例えば現在、実体審査請求期限は公開日から5年以内とされているところ、出願日から3年以内に請求することを可能とする（改正案29条）。

また、現行法では、そもそも特許出願から公開までの期間が明確に定められていなかったが、改正案では、出願から18か月以内に公開されることが明記されている（改正案28/1条）。

さらに、分割命令の応答期限が、現行法では分割命令受領日から 120 日以内に行うものとされているところ、改正案では 90 日以内に分割出願を行うものとされている（改正案 26 条）。

## 2. ライセンス契約の取扱い

現行特許法においては、ライセンス契約を締結した場合、特許庁に対してその登録が義務付けられている（現行法 41 条）。そのため、登録申請を行おうとする者は、原則として契約内容の全てを開示し、特許庁に申請する必要があった。

しかしながら、改正後は契約の全内容の開示を必要とせず、一部の内容を通知しさえすれば足りることとし、これまでより容易な手続で対抗要件が充足されることが可能となる（改正案 41 条、同 41/1 条）。

## 3. 遺伝資源、伝統的知識等の定義の追加

タイ特許法に、遺伝資源、遺伝物質、派生物、伝統的知識の定義を新たに設け（改正案 3 条）、遺伝資源および伝統的知識については、出所や利益配分等を示さなければならないとした（改正案 17/1 条）。

また、これら遺伝資源等の出所、利益配分については、「生物多様性条約」（Convention on Biological Diversity）との適合性が考慮される。

### 【ソース】

- ・ 改正案の要点

[https://ipthailand.go.th/images/07\\_\\_\\_.pdf](https://ipthailand.go.th/images/07___.pdf)

- ・ 新旧対応表

[https://www.ipthailand.go.th/images/07-3\\_\\_4\\_\\_\\_website\\_\\_FINAL\\_30-1-18\\_v\\_1.pdf](https://www.ipthailand.go.th/images/07-3__4___website__FINAL_30-1-18_v_1.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）